

法能村

〔都 留 市〕

法能村は桂川の支流、菅野川の中流域に位置している。菅野山中に発する菅野川は菅野村・小野村を経て、字「かぢや坂」で法能村地内に流れ入り、村内をやや東に傾きながら北流、「中野」で戸沢川を合流して下谷村・四日市場村へといたる。戸沢川は戸沢山中に発し、戸沢村を流れ出てからは本村と玉川村との境をなして北流し、菅野川に合流する。

法能村の村域はこの菅野・戸沢の両川と、標高六五〇～一三〇〇メートル級の山によって限られている。村の南側を覆い、村域の大半を占める山の尾根は菅野村・小野村との境をなし、それより村の東側を占めて列なる山の尾根は戸沢村との境をなす。また、これらの山とは別の山系に属し、村の北側を西から北東の方角へと列なる山の尾根は、上谷村・下谷村との境を形成する。

法能村の集落は、これらの山あいに関ヶ、菅野川右岸の低地から台地続きには法能・宮原の集落が、また本村地内引の田山中、字桜沢に源をもつ引の田川沿岸のゆるやかな傾斜面には、引の田（引岱）の集落が立地している。この三つの集落は「母郷・枝郷」の關係にあり、法能が母郷の地位にあった。『甲斐国志』は「此ノ地古名保尾、古へハ此レヨリ西南、熊井戸・小野・細野・大津・菅野等ノ諸村、皆保尾ノ一郷也」と記し、法能の地名が中世の保尾郷に由来することを伝えている。また、「宮原ハ生出明神社アル故ニ、小地名トナレリ」とも同書は記す。

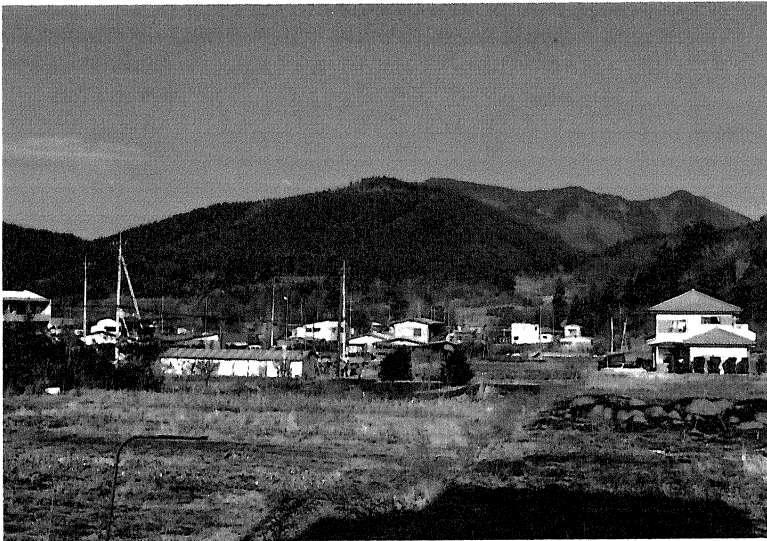
文化三年（一八〇六）の「村明細帳」によると、本村の家数は一〇二軒、寺三か寺、人数は四四八人、うち男三二人、女三四人、僧二人、馬は三六疋と記録される。村人が全般的に携わっている稼ぎは、田畑の耕作のほかは、「当村女稼、蚕致絹・紬織出申候、男稼ニハ、耕作間ニハ薪・秣等取之斗ニて、外ニかせき等無御座候」という状況であった。ただし、村人のなかには、その家の由緒や各人の才覚に応じ別種の稼ぎに従事している者も何人かおり、明治三年（一八七〇）の「戸籍」は、当時村人が所持していた株として質屋一株、棒手一株、大工三株、木挽一株、猟師九株、牛馬札二株を書き上げ、農間の商人・職人の存在を明らかにしている。なお、昭和五十五年の国勢調査による法能の世帯数は二九四世帯、人口は一二一〇人、うち男五九二人、女六一八人である。

法能村の村高は一五三石八斗五升四合（二八町八反九畝五歩）である。その内訳は、田二六石一斗三升五合（三町三反一畝一五歩）、畑一二三石一斗五合（二四町九反五畝一〇歩）、田畑成四石六斗一升四合（六反二畝一〇歩）となる。田は菅野川右岸の低地や引の田川の下流域に開け、この両川から用水が取り入れられている。天保九年（一八三八）の「村明細帳」によると、法能村の田を

法能の遠景



養う用水の取水堰は、村内外に三か所設置されている。その一つは、絵図に「三ヶ村組合用水」と記される井路の堰として小野村に設けられていたもので、この堰に立会うのは小野・熊井戸・法能の三か村で、用水施設を維持するための組合を結成していた。小野村地内、菅野川通りに設置されたこの堰は「寺堰」と称されるが、他の



宮原の遠景

二つの堰は村内に設けられ、「引の田堰」「根渡堰」と称されている。引の田堰は枝郷宮原単独の立会堰であり、絵図に描かれる引の田川から菅野川にいたる流れの取水堰として設置されていたのであろう。根渡堰からの流れは、絵図には描かれていない。

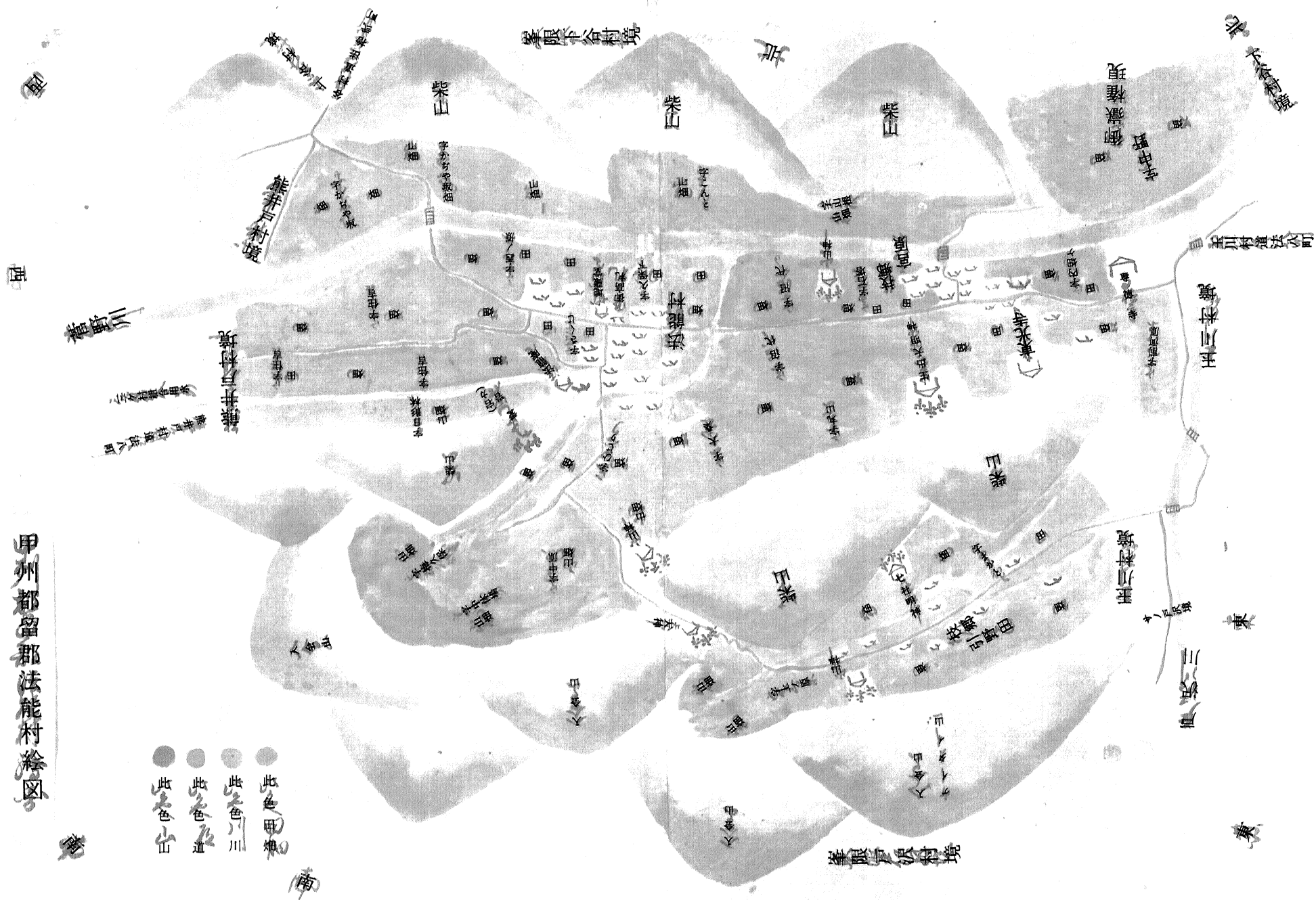
また、右の「村明細帳」には、稲作の様子も記される。苗代へは種粃が、本田一反当りに換算して一斗から一斗二升ほど蒔かれていた。田植は五月の中より半夏生のころまでに行われ、稲草には赤とうふ・永楽・へこ・思餅などが作付けられている。

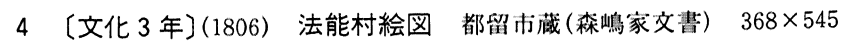
法能村は菅野川筋に開けた村のなかでは、低地のかなり発達した村であるが、その立地条件に比して開田化はあまり進んでいない。菅野川右岸の低地には、現在美田が広がるが、絵図の描かれた文化のころは、田と畑がほぼ相半ばしている状態であった。耕作条件の不安定な河原近くには、いまだ高付されていない見取の河原畑が開かれ、田と畑は耕作条件の安定した場所に開かれる。畑は低地から次第に台地上、山裾へとおよび、山裾から山の中腹辺りにかけては山畑が広がる景観が、絵図から読みとれる法能村の土地利用状況である。

山畑は山に開かれた畑の意であり、低地・台地上に開かれた畑を補完している。その耕作形態は当初、山と畑を周期的に輪換するかり畑や切替作形態であったが、時代が下るとともに、畑地として利用する形態が恒常化する傾向にあった。文化のころには、田・畑・山畑を一色に塗っている絵図の描き方からみても、山畑の恒常的な畑地化は相当進んでいたものと考えられる。

山は山畑として利用されているほか、柴山・入会山としても利用されている。柴山は柴肥として利用する柴の採取地であり、絵図には六か所の山にその旨が描示されている。法能村では本田一反当りに柴肥を二四駄から三〇駄ほど施しているが、この量は平野部の農村ではおよびもつかない量である。柴山は大量に用いられるこの柴肥の採取地として開かれ、おそらくコナラやクヌギなどの落葉広葉樹が低木に仕立てられていたのであろう。田畑の肥料には柴肥のほか厩肥も大量に用いられる。馬の飼料とする秣は、夏季には馬の放牧も行われていた入会山中の秣場から採取されている。入会山は法能・宮原・引の田の三集落が共有、共益していた山であり、秣のほか薪・萱・普請用材などが採取されていた。また、法能村が入会うことができた山は、自村ばかりでなく他村にも存在し、菅野山中からは薪・長木を、道志山中からは萩・萱・すすきを、それに枝郷宮原は戸沢山中へ単独に入会い、薪・秣を採取していた。

絵図に境内林を配して描かれる生出大明神は、法能村の鎮守である。この神社は生出山を囲んで奉斎された生出三社の一社であり、他の二社は四日市場・井倉村に祀られる。生出大明神の下手、菅野川に沿って一本の道が開削されている。この道を玉川村の方へと向かえば、途中山神の祠を過ぎて六地藏を本尊とする地藏堂の祀られる場所にいたる。高札場も設けられるこの場所は、引の田からの道と菅野川沿いの道とが交わる辻であり、村の中心であったのだらう。山路の引の田からの道沿いにも七社明神・愛宕神社をはじめ、法龍庵・山神・天神など多くの神々が祀られる。現在、これらの社祠・寺庵のうち東光寺と法龍庵は廃され、その跡には本尊を安置する小さな堂が建てられている。また、山神三祠のうち一祠は七社明神に合祠され、天神と地藏堂は失なわれたもようである。





都留市史

資料編 都留郡 村 繪 図 集
村明細帳

二 文化三年（一八〇〇）八月 法能村前々明細書上帳

〔表紙〕 文化三年

前々明細書上帳

實八月

甲州都留郡
法能村

「

〔後筆〕 一 永尅貫四百拾貳文五分

浮役金

一 永百文

大工貳人役

一 永百文

獵師貳人

一 永四十八文

口永

一 永尅貫五百三拾八文五分

夫食

「

寛文九酉年

秋元但馬守様御檢地御水帳貳冊

宝曆十二年

江川太郎左衛門様御檢地御水帳壹冊

明和八卯年

岩松直右衛門様御檢地御水帳老冊

一 高百五拾三石八斗五升四合

〔後筆〕 法能村
甲斐国都留郡

此反別貳拾八町八反九畝五步

〔後筆〕 枝郷 引の田

此 訳

宮原

田高貳拾六石壹斗三升五合

此反別三町三反尅畝拾五步

畑高百貳拾三石壹斗五合

此反別貳拾四町九反五畝拾步

田畑成高四石六斗壹升四合

此反別六反貳畝拾步

一 山畑拾八町六反三畝拾三歩

此大豆拾五石壹斗五合

一 柴山八町尅反歩

此取米貳石貳斗壹升六合

一 河原畑六町四反七畝八歩

一 大豆三斗七升

菅野山 見取場
薪山年貢

是ハ菅山ニテ薪・秣・長木取申候御年貢

一 御高札貳枚

切支丹札壹枚
三等附札壹枚

一 御年貢米前々金納仕来候、但御張紙ニ三両高ニテ上納

仕来申候

一 除地畑高七斗貳升

当郡下谷村圓通院末
曹洞宗薬王山東光寺

此反別尅反尅畝六歩

一 境内御縄除尅畝歩程

同寺末
曹洞宗 法龍庵
京都西本願寺末

一 除地畑高尅石四升

浄土真宗法泉山専徳寺

此反別尅反拾貳歩

一 地藏堂

尅ヶ所

一 生出大明神

神主
志村大和

除地畑高五斗八升貳合

此反別尅反貳畝五歩

一 宮 六ヶ所

愛宕 尅ヶ所

七社明神 尅ヶ所

山ノ神 三社

天神 尅ヶ所

一 薪山

是ハ菅野村へ畑米三斗五升ツ、山手ニ差出、薪并長

木等迄取来申候、尤御公儀様へも大豆三斗五升上納仕来申候、枝郷宮原村之儀は前々より戸沢村山へ入会、薪・秣取来申候、依て玉川村分戸沢山道筋ニ橋壱ヶ所年々掛来申候

一 秣之儀、当村山にて母郷・枝郷共ニ入会ニ取来候一 萩・萱・すゝき等は、前々より道志村へ入来り申候

一 菅野川通川除石積梓立御普請所数ヶ所、前々より御入用を以御普請被仰付来申候

一 堰井井路通御普請所

是ハ小野村地内用水堰、小野村・熊井戸村・法能村組合、前々より御入用を以御普請被仰付来申候

一 堰

壱ヶ所

此用水堀三拾間程玉川村分相通来申候、是ハ宮原ニて月分普請ニ仕来候

一 丸木橋

貳ヶ所

外三ヶ所、是ハ菅野村内薪山道通り当村ニて掛来申候、尤橋木其節申上被下候

一 狛師鉄炮貳挺

佐左衛門内
孫左衛門

一 四季打鉄炮五挺

長兵衛
太左衛門
伝兵衛
六左衛門
惣七

一 名主給 畑米壱石壱斗九升

是ハ秋元但馬守様御領知之節ハ、御地頭様より被下置、其後御料所ニ相成候てハ、惣百姓高別ニて差出申候

一定使給金壱両宛

一 当村女稼、蚤致絹・紬織出申候

一 男稼ニハ、耕作間ニハ薪・秣等取之計ニて、外ニかせき等無御座候

一 田畑肥ニハ厩肥・柴・秣入申候

一 御林

無御座候

一 御巢鷹山

無御座候

一 家数百貳軒

外寺三ヶ寺

一 人数四百四拾八人

男貳百貳拾貳人
女貳百貳拾四人
僧貳人

馬三拾六疋

一 江戸日本橋迄

貳拾六里

一 甲府迄

拾貳里

一 武州八王子迄

拾五里

（現津久井御領所）
一 相州荒川迄 拾三里
（現相模御領所）
一 同国小原迄 拾七里
一 豆州三嶋迄 拾五里
右は此度御尋ニ付、村方明細書差上申候所、書面之通相違無御座候、尤当村ニ古跡・古筆等何ニても無御座候、以上

文化三寅年八月

法能村
百姓代 蔵
組頭 助右衛門
同 府右衛門
名主 三郎兵衛

松平伊予守様御内
御役人衆中様

○「甲斐国史編纂資料 明細書上書類 村里之部 亥」より。
（富士吉田市 加々美四郎家文書）

三 天保九年（一八三〇） 法能村明細帳

一 高百五拾三石八斗五升四合

内高耆合前々無地高 御代官

此反別貳拾八町八反九畝五歩 西村貞太郎様

桑九拾七束 甲斐国都留郡

此訳

法能村

一 田高貳拾六石壱斗三升九合

石盛 上田壱石代

此反別三町三反壱畝拾五歩 中田九斗代

一 畑田成壱石四升五合

此反別貳畝三歩

下々田五斗代

一 田畑成高四斗四合

此反別四反拾貳歩

午高入新田

小以田高貳拾七石五斗八升四合

反別三町九反四畝歩

一 畑高百貳拾壱石六斗五升耆合

石盛

上畑八斗五升代

此反別貳拾四町三反貳畝廿六歩 中畑七斗代

一 畑田成高四石六斗耆升四合

此反別六反貳畝九歩

下々畑三斗五升代

小以畑高百貳拾六石貳斗六升九合

此反別貳拾四町九反五畝五歩

一 河原畑四町三反耆畝廿八歩

内耆町貳反六歩 去戌申川欠石砂入引

見取

残三町耆反耆畝廿貳歩

此取米耆石耆斗三升貳合貳勺

一 田耆反五畝三步 申畑田成 見取
一 田貳反貳畝五步 見取

此取米耆斗四合
一 畑四畝六步 展改出 見取

此取米耆斗五合

一 山畑拾八町六反三畝拾三步

大豆貳拾石八斗三升

一 柴山八町耆反步 平均耆反ニ付貳升八合

此取米貳石貳斗三升五合

一 大豆三斗七升 菅野山 薪山年貢

一 米九升貳合 御伝馬宿入用

一 永貳貫九百五拾耆文 浮役永夫金

是ハ薪・入松・炭木・^(薪カ)青草・萱・藁灰汁・藁・
萩・干草棒・渋柿代、前々より金納仕候

一 御口米、田畑大豆共ニ、米耆石ニ付三升ツ、金納仕候

一 御包分銀、金百兩ニ付銀五匁ツ、御上納仕候

一 御年貢米、田畑共金納仕来り申候

一 寛文九酉年秋元但馬守様御檢地御水帳貳冊、山畑帳共

一 宝曆十二年江川太郎左衛門様御高入御水帳耆冊

一 明和八卯年岩直右衛門様御高入御水帳耆冊

^(着村)東西拾町余、南方ニ深山引請日影村

一 当村広サ 南北拾耆町余、方々雪霜多ク降り、諸作定^(実カ)

法不足ニ御座候

一 一家数百拾四軒内寺三ヶ所人数三百七拾三人 男七拾九人 女百九拾老人 僧三人

切支丹御制禁

一 御高札三枚内 火附御吟味

三笠御法度

一 当村田作仕付五月中より半夏迄、刈上之儀八月彼岸過

より土用迄

一 稲草ハ赤とうふ・永楽・へこ・黒餅作申候

但シ、耆反ニ付種耆斗より耆斗貳升時申候

一 田肥柴・厩肥仕候、但し、耆反ニ付柴貳拾四駄より三

拾駄迄入来り申候

一 畑作ハ大麦・小麦、秋作ハ粟・稗・大豆・小豆・蕎麦・
^(菜カ)□・大根作と申候

但シ、畑耆反ニ付種貳斗より貳斗三升時と申候

一 田肥ハ馬屋こい下す仕候

一 当村用水堰三ヶ所、内寺堰耆ヶ所

是ハ小野村地内にて熊井戸立会御座候

材木之義ハ菅野山にて被下置、御普請被成候

一 根渡堰、是ハ当村地内御座候、材木之義は右同断耆ヶ所

一 引の田堰 耆ヶ所

是ハ枝郷宮原組相用候、用水溝三拾間程、玉川村地

内相通り申候

一 川除場 六ヶ所

内

一 菅野川通り熊井戸村下耆ヶ所 是ハ熊井戸村地内にて
仕来り御普請被成下候

一 右川通り根渡 耆ヶ所 御普請所御座候

一 右同断湯沢出口 耆ヶ所 右同断

一 右同断下川原 耆ヶ所 右同断

一 右同断久保下 耆ヶ所 右同断

戸沢川通り宮原前耆ヶ所

一 右川除、前々より御普請被成下候、材木之義は菅野山

にて被下置候

一 投渡橋 五ヶ所

内

一 鍛屋坂下、是ハ谷村へ通路仕候橋ニ御座候 耆ヶ所

一 大竹 耆ヶ所

是ハ小野村・熊井戸村境目にて、私共菅野山薪山

道、熊井戸村立会、掛来り申候 耆ヶ所

一 日願下^(影カ) 耆ヶ所

是ハ菅野村地内ニ、右薪山道之割付之町場にて掛来

り申候 耆ヶ所

一 久保下 耆ヶ所

是ハ四日市場村へ通り候、尤村之者通り路、大道通

り、枝郷宮原にて掛り申候^(菜脱カ) 耆ヶ所

一 前河原 耆ヶ所

是ハ枝郷宮原之者戸沢山へ入会候ニ付、薪山道村々

入会町場、尤橋木之儀は入会山にて取来り申候

一 薪秣取場 母郷は菅野村へ山手として畑米耆俵産出し、薪・松・萩・
垂木・楠木・株、其外入会之品は、都て入会取来り申候
枝郷宮原、戸沢山にて諸品取来り申候

一 胤師鉄砲 耆挺 伊平次

一 四季打鉄砲 四挺 預り主 清左衛門

是ハ山中村方にて、猪鹿夥敷出、作毛 助右衛門

喰荒し候ニ付、威鉄砲御拝借罷在候 義平次

一 当村寺三ヶ所 六左衛門

内 藥師山 東光寺

曹洞宗下谷村圓通院末

- 一 御除地 畑耆畝六歩 法泉山 専徳寺
- 一 御除地 京都西本願寺末浄土真宗
- 一 御除地 畑耆反拾貳歩 愛宕山 法龍庵
- 一 御除地 曹洞宗下谷村圓通院末
- 一 御除地 畑耆畝歩程寺内 社家 駿河正
- 一 御除地 畑耆反貳畝五歩 耆 社
- 一 愛宕権現 是は、天明度村差出帳ニ認落ニ相成居候ニ付、此度差くわへ差上申候
- 一 辻堂耆ヶ所
- 一 本尊六地藏、敷地貳間半四方、御繩除
- 一 山の神祠 (除脱カ) 貳ヶ所
- 一 社地三拾坪程ツ、御繩
- 一 当村男稼、耕作之間薪取計にて外稼無御座候
- 一 女稼は蚕仕、絹・紬織出申候
- 一 一万買物は谷村にて調申候
- 一 百姓家作之儀は我等入会山にて奉願申請候
- 一 一名主給、金三兩貳分也
- 一 是ハ秋元但馬守様御私領之節は、畑米耆石耆斗九升六合
- 一 御地頭様より被下
- 一 御料所ニ相成、百姓方より
- 一 御公儀様御直段ヲ以割合差出来り申候、文化年中より
- 一 村方訴之儀、右金差出申候
- 一 金貳兩也 百姓代 四人給金
- 一 是も惣百姓高割ヲ以差出申候
- 一 金耆兩貳分也 定使給金
- 一 他村より当村へ入作高
- 一 高貳拾七石五斗九升九合 上谷村入作
- 一 高五石六斗八升三合 下谷村入作
- 一 高貳石貳斗五升耆合 熊井戸村入作
- 一 高貳石九斗六升耆合 玉川村入作
- 一 当村より他村へ出作
- 一 高四石三斗余 四日市場村出作
- 一 高耆石三斗余 玉川村へ出作
- 一 高貳石八斗余 上谷村へ出作
- 一 高五石六斗余 下谷村へ出作
- 一 御林・藪・萱野・御巢鷹山 無御座候
- 一 一六尺給米并餅米上納津出 無御座候

- 一 延壳米漆并献上物 無御座候
- 一 溜池・堤・扨樋・笕・水門役高引 無御座候
- 一 往還掃除場并市場にても 無御座候
- 一 造酒屋・紙漉・炭焼 無御座候
- 一 一切支丹類族 無御座候
- 一 左官・山伏・座頭・浪人 無御座候
- 一 船附米・牢屋 無御座候
- 一 江戸日本橋へ道法 貳拾六里
- 一 武州八王子へ同断 拾五里
- 一 甲府へ 同断 拾貳里
- 一 相州小田原へ同断 拾七里
- 一 豆州三島へ 同断 拾五里
- 一 明和七寅年小野村・上谷村山論ニ付、山御見分御役人田代清九郎様・辻多左衛門様御越被遊、入会山之義御尋被遊候ニ付、書付差上置申候、其節上谷村より御奉行様にて、法能村山へも入会口書ニ申上候由承之、其趣上谷村名主源大夫・同役庄右衛門方へ聞届候得は、四拾ヶ年已来、村差出し帳面ニ書来り候ト申候ニ付、御支配岩松直右衛門様御訴取申上候趣、跡御支配真野惣十郎様へ右訴御引渡ニ被成下候ニ付、御窺申上候処、小野村・上谷村山論相済候迄差控候様被仰聞、奉承知罷在候、無程出入相済、上谷村被召出、御尋御被遊候得は、村差出書上来り候得共、一切入会不申ト申候ニ付、其旨被仰聞、依之其村にても、村出し、右之趣迄、是より書添差出し候様被仰候ニ付、右之訳書添差上申候、当村少分之場所ニ付、他村より入会之場所往古より決て無御座候、右之通り、当村存来り候義御尋ニ付、差上申処少も相違無御座候、自然相違之義於御座候ニは、其最寄御咎に被仰付候、以上
- 一 天保九戌年 法能村 百姓代 久右衛門 与頭 郷左衛門 名主 三郎兵衛
- 一 御代官西村貞太郎様 御役所 (法能 志村徳雄家文書)
- 一 甲斐国都留郡